

平成20年度学術ポータル担当者研修

平成20年7月24日(名古屋大学)

平成20年8月28日(国立情報学研究所)

機関リポジトリと著作権

千葉大学情報部学術情報課

森 一郎

はじめに(「機関リポジトリと著作権」の要点)

◎何を登録するのか？

- ・リポジトリに登録するとは、どういうことか？
- ・登録対象によって関係条項が変わる
- ・著作権法以外の法律が関係することがある

◎誰が著作権者なのか？

- ・執筆者が著作権者とは限らない
- ・単著でも複数の著作権者がいる場合がある
- ・著作隣接権が関係する場合がある

◎誰が登録するのか？

- ・リポジトリには執筆者自身が登録するのが本来の姿？
- ・実際には図書館職員が登録していることが多い？

基本的に著作権法上の問題が生じないもの

- 「著作物(2条1項1号)」に該当しないもの
- 「保護を受ける著作物(6条)」に該当しないもの
- 「保護を受ける実演(7条)」に該当しないもの
- 「保護を受けるレコード(8条)」に該当しないもの
- 「保護を受ける放送(9条)」に該当しないもの
- 「保護を受ける有線放送(9条の2)」に該当しないもの
- 「権利の目的とならない著作物(13条)」に該当するもの
- 「保護期間(51条~58条, 101条)」を満了したもの

学位論文

◎著作権が出版社に移っている場合がある(特に博士論文)

- ・学位規則(昭和28年文部省令第8号)9条1項との関係
- ・分野の習慣などとの関係

◎他の知的財産権との関係(学位論文に特化した問題ではないが！)

- ・特許法29条1項3号
- ・実用新案法3条1項3号

◎著作者人格権の問題

- ・学位論文は公表された著作物か？
- ・「著作物の公表(4条1項)」
- ・「著作物の発行(3条1項)」
- ・法令間の概念の違い

論文要旨等の公表

博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

(学位規則9条1項)

特許の要件

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 1 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 2 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 3 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

(特許法29条1項)

著作者人格権

- 公表権(18条)
- 氏名表示権(19条)
- 同一性保持権(20条)

著作権に含まれる権利の種類

- 複製権(21条)
- 上演権, 演奏権(22条)
- 上映権(22条の2)
- 公衆送信権(23条)
- 口述権(24条)
- 展示権(25条)
- 頒布権(26条)
- 譲渡権(26条の2)
- 貸与権(26条の3)
- 翻訳権, 翻案権(27条)
- 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(28条)

著作権の譲渡

著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

(著作権法61条1項)

著作者人格権の一身専属性

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

(著作権法59条)

著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護

著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

(著作権法60条)

著作物の公表

著作物は、発行され、又は第22条から第25条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（[略]）において、公表されたものとする。

（著作権法4条1項）

著作物の発行

著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾（[略]）を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者によって作成され、頒布された場合（[略]）において、発行されたものとする。

（著作権法3条1項）

録音物

- ◎講演と公演とを分けて考える必要がある
 - ・「実演家の権利(90条の2～95条の3)」
 - ・当然, 狭い意味の著作権(21条～28条)がある
- ◎誰が録音したものか？
 - ・「レコード製作者の権利(96条～97条の3)」
- ◎放送されたものではないか？
 - ・「放送事業者の権利(98条～100条)」
 - ・「有線放送事業者の権利(100条の2～100条の5)」
- ◎BGMに注意！

実演家の権利

- 氏名表示権(90条の2)
- 同一性保持権(90条の3)
- 録音権及び録画権(91条)
- 放送権及び有線放送権(92条)
- 送信可能化権(92条の2)
- 放送のための固定(93条)
- 放送のための固定物等による放送(94条)
- 放送される実演の有線放送(94条の2)
- 商業用レコードの二次使用(95条)
- 譲渡権(95条の2)
- 貸与権等(95条の3)

レコード製作者の権利

- 複製権(96条)
- 送信可能化権(96条の2)
- 商業用レコードの二次使用(97条)
- 譲渡権(97条の2)
- 貸与権等(97条の3)

放送事業者の権利

- 複製権(98条)
- 再放送権及び有線放送権(99条)
- 送信可能化権(99条の2)
- テレビジョン放送の伝達権(100条)

有線放送事業者の権利

- 複製権(100条の2)
- 放送権及び再有線放送権(100条の3)
- 送信可能化権(100条の4)
- 有線テレビジョン放送の伝達権(100条の5)

録画物

- ◎実演に関しては録音物と違いがある
 - ・いわゆるワンチャンス主義
 - ・録画物から音のみを取り出す場合
- ◎誰が録画したのか？
 - ・「映画の著作物の著作権の帰属(29条)」
- ◎放送されたものではないか？
- ◎二次的著作物に該当しないか？
 - ・「二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(28条)」
- ◎BGMに注意！
- ◎背景にも注意！

映画の著作物の著作権の帰属

映画の著作物（[略]）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

（著作権法29条1項）

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同様の権利を専有する。

（著作権法28条）

雑誌掲載論文

- ◎著作権が出版社に移っていることが多い
- ◎出版社に著作権が移っていることは悪いことか？
 - ・共著者がいる場合
 - ・著者が亡くなっている場合
- ◎論文中に引用されている著作物がある場合

共有著作権の行使

共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

(著作権法65条2項)

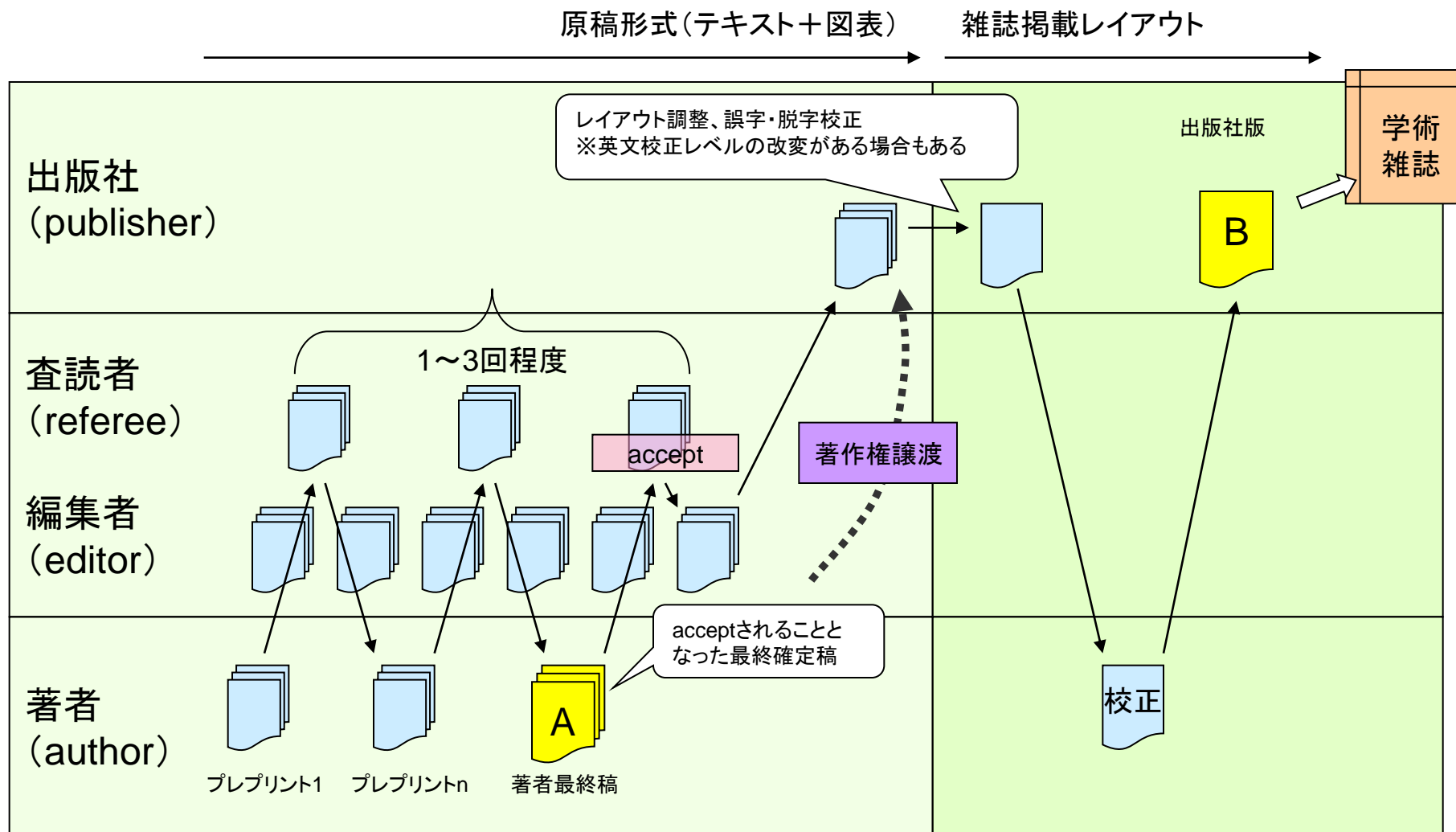
SHERPA/RoMEO

- * URL: <http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php>
- * Securing a Hybrid Environment for Research Preservation and Access / Rights Metadata for Open archiving
- * University of Nottingham を中心としたイギリスの高等教育機関で運営
- * JISC (Joint Information Systems Committee) からの支援

RoMEO colour	Archiving policy	Publishers	%
green	can archive pre-print and post-print	134	34
blue	can archive post-print (ie final draft post-refereeing)	95	24
yellow	can archive pre-print (ie pre-refereeing)	42	10
white	archiving not formally supported	127	32
	Total	398	100

出典: <http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php?stats=yes> (2008年7月9日現在)

プレプリントとポストプリント



出典：『機関リポジトリと著作権』杉田茂樹，堀越邦恵（平成18年度学術ポータル担当者研修資料スライド4「論文投稿と著作権譲渡」）

SCPJ

- URL: <http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/scpj/>
- Society Copyright Policies in Japan (学協会著作権ポリシーデータベース)
- CSI委託事業として, 筑波大学を中心に千葉大学, 神戸大学, 東京工業大学が連携して運営

	著作権ポリシー	学協会数	割合
Green	査読前・査読後のどちらでもよい	37	9
Blue	査読後の論文のみ認める	192	50
Yellow	査読前の論文のみ認める	4	1
White	リポジトリへの保存を認めていない	155	40
	小計	388	100
Gray	検討中・非公開・無回答・その他	1,428	

出典: <http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/scpj/> 以下の数ページ (2008年7月9日現在)

おわりに

- ◎リポジトリ登録に関する許諾は記録を残しておく
- ◎出版社への著作権譲渡について考え直すことの啓発
- ◎法律上の問題がなくても係争に至ることはある
- ◎著作権法以外の法律にも注意
- ◎「著作権者不明等における著作物の利用(67条1項)」
- ◎リポジトリのコンテンツのプリントアウト

著作権者不明等の場合における著作物の利用

公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

(著作権法67条1項)

参考までに

- 誰でもできる著作権契約(文化庁)
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html
- 著作権者不明等の場合の裁定制度(文化庁)
<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/index.html>
- 機関リポジトリと著作権Q&A / 黒澤節男著(広島大学)
<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/ZZT00003/Repository-Copyright.pdf>